

その他

全ての都道府
一級地から七級地まで以外の地域

県

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の二及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)第一号(同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る)から第三号までの規定を準用する。

○厚生労働省告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号)の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

	改	正	後
イ 特定事業所加算(1)			
(1) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。			
(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。			
(1) 当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者(登録型の居宅介護従業者(あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。			
(2) 次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。			
(1) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を開催すること。			
(2) 指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項をたつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。			
(3) 当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。			

その他

全ての都道府
一級地から六級地まで以外の地域

県

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)第一号(同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る)から第三号までの規定を準用する。

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によつて示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によつて影響されるものでない。

三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表第6の1のハ及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)第一号(同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る)から第三号までの規定を準用する。

(3) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(5) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対する同行による研修を実施していること。

こと。

(6) 指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となること。

(7) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(9) (略)
前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

口・ハ (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

八の二 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める基準

両耳の聴力レベルが七十デシベル以上のもの（四十七センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）又は一侧耳の聴覚レベルが九十デシベル以上及び他側耳の聴覚レベルが五十デシベル以上であること。

(3) 当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

(5) 当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対する同行による研修を実施したこと。

こと。

(6) 指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となつておらず、現に深夜帯も含めてサービス提供を行つていていること。

(7) 当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の二十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

(8) 当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

口・ハ (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の(1)の厚生労働大臣が定める基準

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

八の二 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める基準
(新設)